

年少者を 使う方へのお願い

目 次

1. 年少者とは、こんな人たちです
2. 職場をやめる年少者と、その理由
3. 年少者は、こんな心構えで扱いましょう
4. 採用の初期に行いたいこと
5. その他の福祉のために行いたいこと

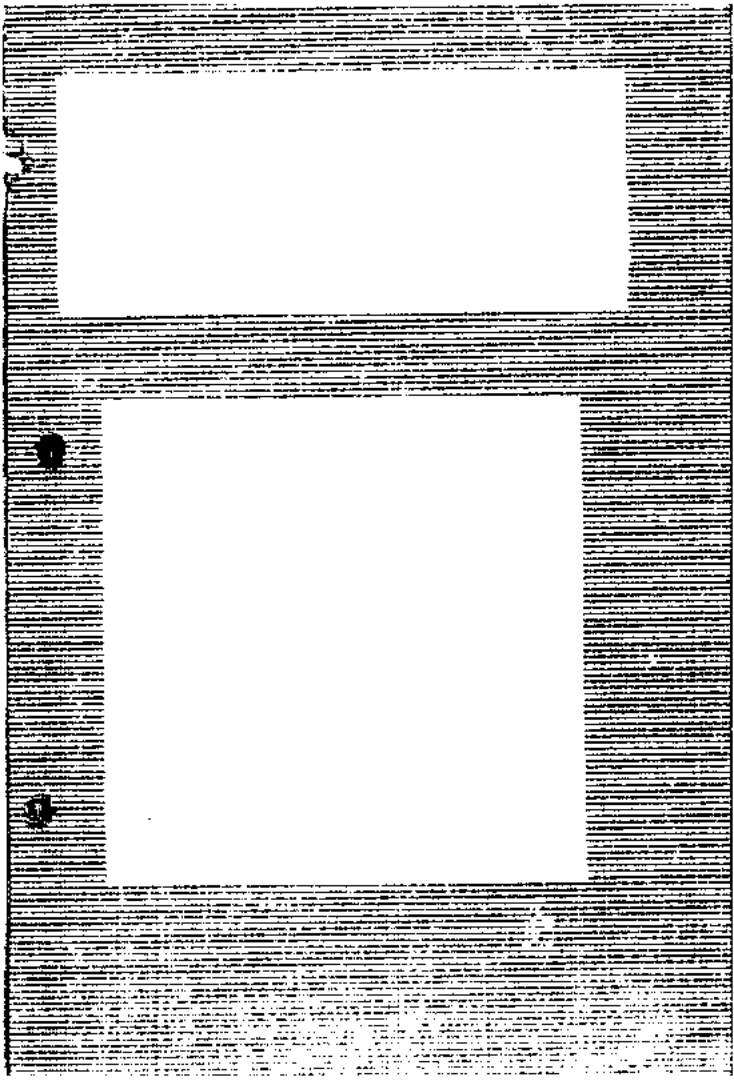
1975年

労働省 労働局 労働基準局

労働

33

7



今年もまた、中学校を卒業した少年少女が、みなさんのもとへ入つていく時期になりました。

この年少の労働者が、職業人として十分に成長し、労使一体となつて、事業をすすめていくことができるようにと願います。

学校を出たばかりの年少者を、自分の事業にふさわしい労働者に育てあげることは、年少者自身にとつても、企業経営上からも大切なことなので、すでに年少者を雇つておいでの方がたも含めて、この際、あらためて年少者の扱い方について考えてみることにしましょう。

目次

- 一、年少者とは、こんな人たちです
- 二、職場をやめる年少者と、その理由
- 三、年少者は、こんな心構えで扱ひましょう
- 四、採用の初期に行いたいこと
- 五、その他の福祉のために行いたいこと

一、年少者とは、こんな人たちです

▲他人に使われたり、他人の間にまじつて、仕事を受け持つて働いた経験がありません。

▲学校や、家庭とはちがう社会―職場に入つてきて、期待や好奇心と同時に、不安を抱いています。

▲なかでも、地方から都会に出てきた者にとつては、生活のあらゆる点―言葉づかいも、電話のかけかたも、道具の使い方や、その名も、何から何までが、いままでの暮らしとちがうので、とまどいすることが多いのです。

▲身体についていえば、子供から大人に移る、いちばん激しく変る時期

です。

▲尊敬し、信頼できる人を求めてゐますし、温かく優しい心に対して、強く感じます。

▲ついこの間までの学校生活の中では、お互いの意見を尊重し、話しあい、ものごとを進めるやり方を教えられ、そのようにしてきた人たちです。

このように、心身ともに成長期にある人たちであることを、まず最初に理解して扱うことが必要です。

二、職場をやめる年少者と、その理由

いい労働者に、長く居ついていてほしいというのは、特に中小企業家

の強い願いです。

しかし近年、せつかく雇い入れ、これからと期待している年少者が、三ヶ月、六ヶ月という短い期間にやめていく傾向が目立ちます。このことが使用者にとつて、小さからぬ悩みになつていきます。

学校を出たばかりの年少者は、新鮮な気持で、一生懸命に働こうと思つていきます。しかし、それをはばむものが職場にあつて、明るく、元気に働きつづけることができない原因になつていきます。

それについて、年少者は次のようにいつています。

▲つとめる前にきいた条件と、実際とがちがう

▲仕事の教え方が、不親切だ

▲休み時間にも、いろいろと用事をいいつけられる

▲作業場が暗くてきたない

▲職場の人たちが、年少者だと思つてばかりにした扱いをする

▲使用者の家族の人たちが冷たくて、不親切だ

一見、元気に働いている年少者にも、こういう不満が、いつのまにか芽生えはじめることがあります。

年少者にとつて、職場はまづたくの新しい社会で、それだけに、大人たちが「こんなことくらい」と思う、ささいなことが、大きなショックになることを知つていたときたいのです。

三、さて、年少者は、こんな心がまえて扱いましょう

年少者とはいつても、体力と能力に応じて仕事をさせれば、十分うまくやつてのけますが、若くて、気持の波に左右される年令なので、興味

をもつて、よろこんで働けるように、いつもしむけてやらなければなりません。

▲おしつけでなく、いつも温かく、誠実な気持で扱います。

▲どんな小さい仕事でも、その仕事の結果を尊重してやります。

▲年少者は疲れるのも早い代りに、休めば回復も早いので、休み時間を正しくとり、ゆつくりと休ませることです。

▲職場の人々が仲よく働ける空気をつくるために、えこひいきや、差別的な扱い方をしないようにします。

▲時々話しかけてやり、年少者が楽に話しのできるふんいきをつくりま
す。信頼できる大人が一人でも職場にいることは大切です。

▲趣味や娯楽、勉強にも理解をもつてやり、仕事の都合で学校にやれない場合も、なつとくのいくように話してやります。

▲特に、住み込みの年少者を持つ主婦の考えや態度は、年少者の定着に、非常に強く影響します。やがて一人前に育つて、社会の中堅になる人々ですから、それまでの間を、あづかる気持で生活全体に、親身な、明るい目をそいで扱うように、主婦自身はもちろんですが、使用者も常に、主婦に対するそのような指導を併せて考慮に入れて下さい。

四、採用した初期に行いたいこと

——受け入れた日には——

▲あたたかい気持で迎える

はじめて職場に入るときは不安なものですから、使用者、先輩をまじえて関係者の紹介をかね、できればささやかでも歓迎の集りをします。簡

単に、その事業場の歴史などを話してきかせることも必要なことです。

▲関心と期待を示す

激励をこめて、年少者の働きに期待していることを話し、気持を引き立ててやります。事業の一部を支える自分だという自覚は、そこから生れ、はげみになります。

▲仕事のあらましを説明する

年少者のつく仕事のあらましを説明し、同時に事業全体の中での立場をしらせます

▲職場を案内する

小さい企業でも、最初はやはり使用者があらたまつて案内し、湯わかし場、便所などの使用上の注意も併せて教えます

一人、二人しか年少者を雇い入れない事業場でも、迎え入れの当日に、

さしあたつて行つてほしいことで、使用者自身が中心になつて行います。この受け入れ前には、職場の先輩たちに、年少者の扱い方、指導の心がまえを話しておくことも大切です。

——さらに計画的な指導を——

これにつづいて、初めのころに計画的に、日数をとつて教育訓練を行うことは非常に効果のあることです。

事業の種類や規模によつて、内容や日数もちがいますが、最小限度に必要なことをあげてみましょう。

▲事業の概況について

会社等の歴史、事業の内容、方針、職場の組織、関係会社等、企業全体の動きについてのみこませます

▲しきたりについて

社風とか店則とかをしらせ、早くなじませます

▲仕事をやる上のとりきめについて

就業規則や、労働協約などの内容を話し、労働時間、休憩、賃金などが、どうきめられているかを十分に説明します

▲年少者のやる仕事のくわしい内容について

仕事の内容をくわしく教え込むと同時に、商店では、客あつかいの心得や、身じまい、態度等について指導をします

▲安全と衛生について

個人の健康についての注意や、気分がわるくなつた場合の処置、その仕事をやる上に必要な安全上の注意などを、十分に話してきかせます。このような初期の、計画的な訓練は年少者を早く落ちつかせ、仕事になじませるのに、大へん役立ち、定着状況もよくなります。

五、その他の福祉のために行いたいこと

なんといつても、労働条件を、はつきりさせることが大切ですし、またそれをすこしづつでも改善し、向上させ、働くものに生活の根本的な希望を与えることですが、同時に、日々の生活が安心して営めるようにすること、個人の健康や教養など、その成長についても、併せて心を配つてやることが大切です。そこで――

▲慰安や、娯楽について

映画などは、自分でも時に見られますが、時には、小旅行や見学などを行つて、ゆつくり楽しませ、日常には、ラジオ、遊び道具、運動道具などが、休憩の時に自由に使えるようにしておきます。

▲一般教養、学校教育、職業に必要な教育などの機会を与えるようにします。

年少者は、知的なものびようとしている時期にあるので、余暇を利用して、人の話をきく機会、本を読む機会、を与えてやるようにします。また、将来の生活に必要な技術―家事を営むに必要なことなどを―習わせるのも、希望を持たせる意味でいいことでしょう。

▲住み込みの場合などには、仕事が終つてからは、自由に安心して自分の生活ができるように、居室の独立性について心を配ることは、ことに大切です。

▲気がねしないで食事ができるようにします。

お茶いっぱい、番の物一切れでも、心配なく手がのばせるようにしてやりましょう。栄養についても考えて下さい。

▲住み込みで病気の時は、心細いものです。あたたかい気持で扱ってください。また健康保険の加入についても考慮して、健康上の問題にも安心して働ける態勢をとっておくことは、労、使の両方に必要なことです。

また、年少者の福祉のために行うことについては同業者や、同地域の連合会等の合同の力でやるほうが、やり易く、効果のあがる場合もあります。

最近、中小企業の工場、商店連合などが、集団採用やそれにとまなう労働条件の整備―賃金協定、週休制度など―、また集団教養講座、映画の割引の実施、共同宿舍の計画、主婦のための年少者の扱い方講座などに手をつけ始め、この傾向は全国的にひろがりつつあります。これも、いい労働者に、長く働いてもらおうとする努力の現われといえましよう。

要するに年少者にとつては、職場生活が暮らしの中心になるので、生活の全般について、育てる気持で扱うことが、年少者の気持を落ちつかせ、明るく元気に働けるもとになり、企業にも大きくひびいてきます。

経営面を支える大きな力としての人間関係を十分に考えて、その福祉をはかり、企業の安定と、新しい発展に備えましょう。

労働省は、全労働者の福祉と職業の確保を図るために、労働者保護の法律がよく守られて、労働者の生活が向上し、ひいては国家の経済が興隆するように、直接間接に労働者へのサービスの仕事をしています。

労働関係の第一線機関としては――

特に婦人や年少者のために色々の世話をする

婦人年少室協助員

全国で
一五〇〇人

労働生活を保護する法規がよく守られて
いるかどうかを監督する

労働基準監督署

〃 三三七カ所

適職を斡旋しその後も職場を見廻つて面倒をみてくれる

公共職業安定所

〃 四二〇カ所

労働組合が新しく組織されるときやその正しい発展のために援助をする

労政事務所

〃 二六六カ所

などがあつて、それぞれの分野で相談に応じています。